

A Study on History of Football in Britain (IV)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/20438

英國におけるフットボールの歴史に関する研究(4)

秦 修 司

A Study on History of Football in Britain (IV)

Shuji HATA

緒 言

英國において、Henry 8世の治世(1509—47)から自由共和国まではフットボールの黄金時代であったかもしれない。フットボールが民衆の間で如何に人気があったかは16世紀の終りに近くときの記録から明らかになる。フットボールのゲームは他のどの時代より Elizabeth 王朝時代 (1558—1603) により多くの反対に会い、初めて論争の対象となっている。フットボールのゲームはピューリタンによって徹底的に非難されたが、一方、フットボールのゲームに多大の価値を見出し、躊躇することなくそう述べる者もいた。Mulcaster は The Training up of Children (1581) において、フットボールを教育的価値があると賞讃したが、一方、Carew は The Survey of Cornwall (1602) の中で、Owen は The Description of Pembrokeshire (1603) の中で、それぞれ hurling と knapnan として知られている地方のゲームについて詳細に著述している。フットボールのゲームはまだ特に田舎の人や市の群集によって行われていたが、時々上流階級の人々によって行われていたようである。上流階級の人々がフットボールに関心を持ったのは、多分にこの時代の他の多くのことと同様にイタリアの影響によるものであった。Florence の貴族階級は彼等の家臣たちと calcio (カルチョ) として知られる有名なフットボールを行ったが、それについての記述がイタリア語だけでなく英語においてもなされ、

Carew や Owen はそのような書物に影響されて hurling や knappan について著述したのかもしれない。しかし、イングランドの上流階級がイタリアの影響によって刺激され、フットボールに関心を示すようになったとしても、この時代のフットボールのゲーム自体はイタリアの calcio が持つ形式や儀式などはまったくなしに行われている。反対にイングランドのフットボールは、そのゲームについての記述や傷害そして訴訟の記録から明らかになるように、遠い昔の残酷性を少しも失っていないかった。それはいまだに乱暴で野蛮なゲームであり、彼等が、上層の又は下層の階級の者であろうと、極めて多くの強健な若者によって街頭又は郊外で行われた。負傷者が、その何名かは致命傷であるが、かなり頻繁に出ていたに違いない。しかもこれはフットボールがイングランドの特徴的なゲームとしてしっかりと確立されるようになった時代であった。イタリアにおいて calcio が行われ、la soule の激しいゲームが Normandy や Brittany で確立されてきたが、Carew や Owen がそれぞれ hurling や knappan について書き著した嗜好から明らかのように、フットボールはすでにイングランドの特徴的なゲームになっており、イングランド人はそのゲームに誇りを持ち始めていた。これは又、伝統的な儀式がともなう Shrovetide のフットボールが注目を引き始めた時代でもあった。街頭での狂暴なフットボールのゲームが不法妨害になっていたところの Chester のように、ある地方では、19世紀

にその頂点に達したフットボール弾圧の運動がすでに開始された。比較的近年まで Corfe で行わっていた儀式的なフットボールも又、若干の地方で確立されており、それはすでに容認された伝統であった。

フットボールについて上述した側面は極めて興味深いものがあり、詳細に考察する価値がある。そこで、ここでは、特に、Marples 著の *A History of Football* (1954) の第4章、*Football in the Elizabethan Age* (41頁—51頁) に基づき、Elizabeth 王朝時代、フットボールがどのようにして官憲と衝突し、そして何故、官憲と衝突したかについて考察し、そして、フットボールが普及していったことについて、文学上の証拠を挙げて、考察する。

本論

フットボールのゲームは Elizabeth 王朝時代には、非常に人気があり、日常生活の1つとして極めて一般的に認識されていたけれども、いまだにそのゲームは不法であった。Henry 8世の治世に、Henry 7世が公布したフットボールを禁止する法令が何度も制度化されたが、ほとんどその効果がなかった¹⁾。事実、その禁止令は *The bill for maintaining artillery and the debarring of unlawful games* (砲兵術を維持し不法なるゲームを禁ずる法) の表題の下に、1845年まで法令集に残存した。しかし、フットボール禁止令を何度も制定したのは Henry 8世で最後であった。そのことから、これ以後は、フットボールや他のゲームが軍事訓練の妨げとならず、後で考察するようにフットボールや他のゲームが他の理由のためまだ法と衝突し続け、旧式の法令がいまだにそれらに対して行使されたが、もはや国家の脅威とは看做されなかつたとみてよいかもしれない。

一方、1527年、アイルランドの Galway²⁾において市の法律が制定されているが、これは多くのゲームが弓術の訓練を妨げるとして禁じられている中で、フットボールが一括禁止の対象か

ら外れている点で興味深い。

Yt ys ordered, enactid and statutid that what so ever man is found, of what degré or condition so ever he be of, plaigne at choyttes or stonis but onely to shute in longe bower, shorte crosboues and hurling of dartes or speres, to lesse at every tyme so founde in doinge the same viij. d., and also at no tyme to use ne occupye the horlinge of the litill balle with hockie stickes or staves, nor use no hande ball to playe withoute the walles, but onely the great foote balle, on payn of the paynis above lymittid.³⁾

[如何なる地位・身分の者にもあれ、鉄輪投げまたは石投げ（長弓又は短かき石弓による射撃、および長短の槍の投てきはこの限りにあらず）をなしおるを発見されし者は8ペニスを没収さるものとし、また、城壁にて遊ばんとてホッケーのスティックもて小さきボールを飛ばし、あるいは、ハンドボールを用いし者は（すぐれたるフットボールはこの限りにあらず）、上記の罰を受くべきものとす]⁴⁾

Galway の市当局が何故、フットボールを一括禁止の対象から外したかについては不明である。多分に、Galway 市においては、フットボールがしっかりと確立されていたので、それを弾圧するどんな試みも無駄であるとしたのかもしれない。又は、Elizabeth 王朝時代のイングランドにおいて、何度もフットボールを賞讃する者たちによって、フットボールは男性的な特性を鍛えると述べられたように、Galwayにおいてもフットボールが奨励されるべきであると考えられていたのかもしれない。仮に、後者の説明が適切であるとすれば、アイルランド特有の hurling のゲームが鉄輪投げのような益のないゲームとともに禁止されていたのは不思議である。というのは、hurling はアイルランドにおい

て10世紀頃には、まさにそのゲームが男性的特質を育成するために、若い貴族を訓練するために必要不可欠であると是認されていたからである。

Elizabeth 王朝時代、アイルランドにおいてフットボールがどれ程普及していたか、そしてフットボールが純粹なアイルランド人によってなされていたかについて示す証拠は数少ない。しかし、アイルランドの John Dunton による書簡が写本に現在するのであるが、それによると、フットボールのゲームはアイルランドでは広範囲には普及していなかったようである。

They do not often play at football, only in a small territory called Fingal near Dublin the people use it much, and trip, and shoulder very handsomely.⁵⁾

(そこでは、あまりフットボールは行われていない。Dublin 近郊の Fingal と呼ばれる狭い場所だけで、人々は、フットボールをよく行い、軽快にはねまわり、極めて上手に肩で押しあいをしている)

イングランドにおいては、フットボールは不法妨害であり、無秩序につながったので、様々な地方の官憲はいまだにフットボールを禁止している。事実、若干の事例でのフットボール禁止の言いまわしでは、フットボールは以前よりも不法妨害以上のものであったこと、そして法を守る市民はフットボールに強く反対したことを見えている。ロンドンにおいて1572年11月27日、そして1581年11月7日に、No foteballe play be used or suffered within the City of London and the liberties thereof upon pain of imprisonment⁶⁾ (ロンドン市そして特別行政管区内において如何なるフットボール競技もなすべきからず。背きし者は禁固刑に処す。)の布告がなされた。そして、1615年にフットボールに関する命令が出されたが、その趣旨は次のとおりである。

Order touching Foot-Ball——"Where-

as great disorders and tumlts doe often arise and happen within the streets and lanes neere adjoyninge to ye Citty of London by playinge at the foote-ball: It is now Ordered that henceforthe all constables' doe from tyme to tyme represse and restrayne all manner of Foot-ball-playe in the lanes and streetes adjoyninge to the Citty of London."⁷⁾

[Foote-Ball に関する命令——

ロンドン市に近接せる街頭および小路内においてフットボールをなすことにより大がかりなる騒動・騒乱のしばしば生起発生する事実に鑑み、ここに（全治安官）はロンドン市に隣接せる小路および街路におけるあらゆる種類のフットボールを機に応じて抑制すべきことを命ず。]⁸⁾

1594年、Shrewsbury の議会は市の城壁内のフットボール、クマイじめ (bear-baiting)⁹⁾、牛攻め (bull-baiting)¹⁰⁾ を禁止したか¹¹⁾、その意味するところは、これらのゲームが城壁の外側でなされるのにはまったく反対もなかったが、市の狭い境界内では不法妨害であり無秩序につながる可能性があったということである。

1608年10月12日のManchester の荘園の領主裁判所の記録に興味深い記載があるが、それは、初めて、フットボールによる窓の破損について強調したものである¹²⁾。しかし、Sir Hugh or the Jew's Daughter (Child 編の俗謡集成、155番) というバラッド (1430年頃) から推定されるように、それより少くとも200年前に、フットボールによって窓が破損されていたのがうかがい知れる。この詩は、フットボールの試合の場面で始まる。

- 1 Four and twenty bonny boys
were playing at the ba,
And by it came him sweet Sir Hugh,
And he played oer them a'.
- 2 He kicked the ba with his right foot,

And catchd it wi his knee,
 And through-and thro the Jew's window,
 He gard the bonny ba flee.¹³⁾

(1) 24人の元気な少年が
 　　ボールで遊んでいた。
 　　そこへ愛しのSir Hugh が通りかかるて、
 　　少年たち皆と遊んだ。

2 彼は右足でボールを蹴り、
 　　そして膝でボールを受けた。
 　　すると見事なボールは、
 　　ユダヤ人の家の窓にとび込んだ。¹⁴⁾

ここでの結果は悲劇的である。何故ならば、窓を破損したために、ユダヤ人がSir Hugh を殺害したと言われているからである。しかし、これは、ずっと昔の事実に基づいたものとしてもフィクションである。実生活においては、フットボールによって窓を破損した場合、通常、罰金であった。1608年のManchester の場合、窓の破損については12シリングの罰金であった。

whereas theire hath bene heretofore
 greate disorder in our towne of Manchester, and the Inhabitants thereof greatlye
 wronged and charged with makinge and
 amendinge of theire glasse windowes
 broken yearelye and spoyle by a
 compayne of lewde and disordered per-
 sons usinge that unlawfull exercise of
 playinge with the ffootebale in ye streets
 of the said towne, breakinge many mens
 windowes and glasse at theire plesures,
 and other greate inormyties. Therefore
 Wee of this Jurye doe order that no
 maner of persons hereafter shall playe or
 use the ffootebale in any streete within
 the said towne of Manchester sub pena to
 everye one that shall so use the same for

every tyme xii d.¹⁵⁾

(しかるに、我等が町 Manchester においては、これまで大がかりなる治安紊乱が行われ、本町の街頭にてフットボールなる不法なる運動を行い、多くの人々の窓とガラスを破るなど、大がかりなる悪逆無道の行為を働く一団の無知にして無秩序なる者どもが年ごとに破りて役立たずなせるガラス窓を修理するという大なる損害を本町の住民らは被れり。よって、われら本陪審は、以後何人たりとも上記 Manchester の町の街頭においてもフットボールを行うことを禁ずると共に、当競技を行いたる者には1回につき12シリングの罰金を課するものとする。¹⁶⁾)

翌、1609年、この布告を再び発布しなければならなかつたが¹⁷⁾、この中には、その正確な性格がはっきりしない giddye gaddye 又は the catts pallett の他の禁止されたゲームが含められていた。

より駆け引き上手で、極めて効果的な方法が1533年そして1540年にChesterでとられた。これに関する記録文書は、Shrove Tuesday のフットボールについてのものであるとはっきりと言える最初のものである¹⁸⁾。その文書によつて、大昔にChesterの市で、Shrove Tuesday ごとに儀式的なフットボールのゲームが行われ、靴製造業者が布地商にフットボールのボールを献上物として提供したこと、しかし1533年までに evill disposed persons (悪意ある人々) が参加したために grete inconvenynce (大なる面倒) が生じたことがわかる。

It is orderyd, assentyd, and agreed by Henry Gee, Mayre of the citie of Chester, the aldermen, sheriffs and common counsell of the same citie, and at an assemble houlden within the said citie in the Pentyce ther the tent daye of January in the xxxi yere of the reign of our most

dere Sovereng Lorde, now being Kynge Henry th'Eyght, aliso wyth ther full assent and consent, and aliso of the hole occupaycons of drapers, sadlers, and shou maykers of and wythin the said citie, that the said occupacions of shoumacres which alwayes tyme out of mann's remembrance have geven and delyvered yerleye upon Tuesday commonly caulyd Shroft Teusday, otherwyse Goteddesday, at afternoune of the same unto the drapars afore the mayre of the citie at the Cros upon the Rood Dee one ball of lether, caulyd a foutebaule, of the value of IIIls. IIId. or about to pley at from thens to the Common Haule of the said citie and further at pleasure of evill disposed persons, wherfore hath ryssyn grete inconvenynce.

From hensforth shall yerlie upon the said Teusday geve and delyver unto the said drapars afore the Mayre of the said citie for the tyme being at the said Playce and tyme syx gleaves of silver to the value of every of them vid. or above to the order at the descretion of the drapars and the Mayre of the said citie for the tyme being to whom shall run best and farthest upon foute before them upon the said Rode Hee that day or any other daye after at the drapars' pleasure with the oversight of the Mayre for the tyme being.

[Chester の市長, Henry Gee 並びに同市の参事会員, 執行官および市会により, また, 現在 Henry 8世国王陛下であらせらるるわれらがいと敬愛する貴き君の治世の第31年1月10日に前記市内の別館 (Pentyce) にて開かれたる集会において, 一同の賛意と同意を得, また前記市内の布地商, 馬

具商, 製靴業者の全職業の賛意と合意を得て, 以下の件を合意, 命令するものなり。

人の記憶の及ばざる遠き昔より, 俗に告解火曜日または Goteddesday (良き期間の火曜日の意) と呼ばれる火曜日の午後に年々市長の立会の下に Rood Dee (ディー河畔の草地, 「十字架の島」の意) の十字架の近くにて約 3 シリング 4 ペンスの値のフットボールと称する革製のボールを布地商に引き渡し, そをもって彼の地点より上記都市の公会堂に至る地域にて競技を行い, よって悪意ある人々を喜ばせ, 故に大なる面倒を惹き起こしたる上記製靴業は今後毎年上記火曜日に, 上記都市の市長立会いの下に当座は上記の場所と時において, 一振りにつき 6 ペンス以上に相当する銀の槍 6 振りを上記布地商に引き渡すものとす。

当座は上記都市の布地商および市長の指示に従いその判断に従いて, そは上記 Rode Hee にて, 当座は布地商の都合に従い市長の監督によりて, かの日またはその後の任意の日に彼らの前にて行わるる徒競走にて優勝せる者に与えらるるものとす。^[19]]

従って, その年市長であった Henry Gee は Shrove Tuesday のフットボールを止めるよう決定した。しかし, 彼はただ単にフットボールを禁止するだけでなく, フットボールに代えてよりよいものにしたのだが, Lysons が *Bagna Britannia*^[20] において引用した同時代の論説によると, Henry Gee はフットボールの試合の代りに徒競走を行った。賞品は, 伝統的に昔から製靴業によって献納された 3 シリング 4 ペンスのフットボールのボールに代えて, それぞれ 6 ペンスの 6 振りの銀製の矢にした。又, Henry Gee は, 年内に婚礼を挙げたすべての男性が, 布地商に絹のボールを献上しなければならなかつた古い慣例を変え, その代りに, 射撃の賞

品であった銀製9矢を献上しなければならないようにした。

この時代、スコットランドの地方自治体も同じ問題を経験していた。1570年12月20日、Peeble²¹⁾においてフットボールはその実施を制限された。

The bailies counsel and the community orders that there be no football playing on the High Gate in the future, on pain of each person found playing (being fined) 8s. and the ball being cut.²²⁾

(市参事会員は協議をなし、本自治体は、今後、High Gateにてフットボールをなすをあたわず、フットボールをなすと見つけられし者には1人につき8シリングの罰金を課し、ボールの切斷されしことを命ずる。)

ボールは膀胱で作られていたので、ボールを切り裂くという後者の措置は効果的であったと思われる。

又、スコットランドの（そして多分にイングランドにおいてもあるが）雇用主は、時々、フットボールに反対する独自の行動をとったようであるが、それは、彼等の職工や年季奉公人たちが、時々彼等の仕事を放棄してフットボールを行いに出掛けたのが明らかである。1546年の記録文書は次のことを定めることによってPerth²³⁾の鍛治業が雇用主を支援していることを示している。

neither servants nor apprentices shall go to the South Ince or anywhere else when the masters take any football of a brother craftsman but shall remain at home at their work under penalty of a pound of wax to their patron, St. Eloy.²⁴⁾

（主人が、兄弟の職人よりフットボールを取りあげし時、召使い、年季奉公人は何人たりと言えども、South Ince又は他の場所へ行くべからず、家に残りて、作業をなす

べし。違反せし者は、罰として、保護者のSt. Eloyにろう1ポンドをさし出すべきものとす。）

これは鍛治職の主人が、フットボールのボールを取りあげたので、職工たちは時々、それに対して抗議して職場を放棄したことを意味している。

フットボールのゲームを行ったかどによる公訴は、以前よりこれら2世紀においてより頻繁であり、しかも、それらの記録はフットボールに関する他の言及より数の上ではるかに勝っていた。Henry 8世治世の不明な年に、William Waltonなる自由農民が、did misbehave himself playing football²⁵⁾（フットボールを行うという無作法な振舞いをなした）という罪でWestminsterの王座の前に引きたてられた。この場合、不運にもWilliamは他の者の罪を被ってスケープ・ゴートになったのであるが、何故ならば、彼1人だけではフットボールを行うことができなかつたからである。1601—3年のShrewsburyの市の古い記録にあるように、警察官がその場に到着した時に、Williamがボールを持っていたからであるが、そこでは、John Gyttynoなる者が、Shrove Tuesdayにフットボールを行い、領臣のHardingeが同じことを要求した時、彼にボールを投げつけた(playing at the foot-ball upon Shroftusduie, and for throwinge the balle from hime whene the serigent Hardinge demaunded the same²⁶⁾)ために投獄された刑務所からの赦免を嘆願している。通常的には、1576年3月20日(Elizabeth女王治世第18年)のMiddlesex州の記録にあるように、フットボールのゲームには、大勢の人々が含まれていた。

……with unknown malefactors to the number of a hundred, assembled themselves unlawfully and played a certain unlawful game, called football, by reason of which unlawful game there rose amon-

gst them a great affray, likely to result in homicides and serious accidents.²⁷⁾

(……百名に上る身許不詳の犯罪人と共に不法に集合し、フットボールと称する不法なる競技のために、殺人および重大なる事故に終わりかねざる大乱闘が彼等の間に起これたるなり²⁸⁾。)

この場合、それは、多分にフットボールのゲーム自体でなく、ゲームが、取り締まられる原因になった大乱闘に発展していったという事実であった。しかし、1633年3月30日のWorcester四季裁判所での同様の事例では、数多くの労働者や農夫たちによって、彼等がただフットボールを行ったというまさしくその理由で、国法に反してフットボールなる不法のゲームを行ひたる件に関して (concerning the usage of the unlawful game of football contrary to the Statutes of the Land) 命じられるべき規則を守るように出廷するとの誓約がなされた²⁹⁾。フットボールを取り締まるのは、地方の行政官又は司法官の心構えにかかっていたのは明らかであり、彼等の多くはその法をほとんど施行せず、数名はフットボールを積極的に是認していたかもしれない。フットボールのゲームが、如何に破壊的で危険であろうとも Cornwall 又は Pembroke の司法官が地方のゲームを取り締ったとは考えられない。事実、これらの州では、紳士階級はフットボールのゲームを振興し、しばしばみずから参加したのである。

一方、フットボールに対する官憲の態度がどんなものであったにせよ、文学者や多分に牧師や宗教作家はフットボールの隠喩的表現を用い続けた。他の証拠とは別に、このことはそのこと自体がフットボールは極めてよく世間に知られていたことを示すものである。

すでに考察してきたように³⁰⁾、14世紀に作られた隠喩のいくつかは、15、16世紀、そして実際に17世紀に入っても好んで用いられ続けた。これらで最も共通するものの1つは、フット

ボールのボールは、足で蹴られ、やみくもにあちこちに蹴り回される軽べつをもって取り扱われるものとして看做されている。その考えは Wycliffe による説法で効果的に用いられている。

In these days Christian men are kicked about now by popes and now by bishops, now by the popes' cardinals, now by the prelates under the bishops : and the latter clout their shoes with censures as if they were playing football.³¹⁾

(当節では、キリスト教徒は時には教皇に、時には司教に、時には枢機卿に、又時には司教の下の高位聖職者にと蹴りまわされている。この連中はまるでフットボールでもしているかのように、靴を懲戒罰で繕うのだ³²⁾。)

Wycliffe の例が、他の宗教作家によって従われた。Francis Quarles は、彼の Judgement and Mercy for Afflicted Soules (1646) の中で、dejected soules, craven'd by their owne distrusts, are the world's Footballs to be kickt and spured³³⁾ (自分自身に対する不信の念のために臆病になった失意の魂は蹴り回されるこの世のフットボールだ。) と主張している。そして、長老教会派の聖職者である Richard Baxter は、彼の Saint's Everlasting Rest (1650) の中で、教会についての言及において凝った比喩にまで発展させているが、それは付隨的に、少年たちがフットボールを行っている生き生きとした状況を示している。

Alas, that I must stand by and see the church, and Cause of Christ, like a Football in the midst of a crowd of Boys, tost about in contention from one to another : every one running, and sweating with foolish vionlence, and labouring the downfall of all that are in his way, and all to get it into his own power, that he may

have the managing of the work himself, and may drive it before him, which may be pleaseth; and when all is done, the best usage it may expect from them, is, but to be spurned about in the dirt, till they have driven it on to the goal of their private interests, or deluded fancies! There is none of this disorder in the Heavenly Jerusalem.³⁴⁾

(悲しいかな、教会が、そしてキリストの大儀が、群らがる少年たちの真只中にあってたらいまわしにされるフットボールのような有様であるのを私は傍らに立って見ていなければならぬのだ。誰もが走り、愚かしい乱暴な振舞いをして汗をかき、行く手を遮るすべての人を倒そうとし、仕事を自分で処理する力を握って、自分の望む方向へ推し進めるためにそれを意のままに支配しようとする。そして、すべてがなされると、彼らから期待できる待遇はせいぜい泥の中を蹴りまわされることぐらいであり、ついには彼等はそれを私利又は妄想というゴールへ推し進めてしまうのだ。このような無秩序は天上のエルサレムには決してないことだ³⁵⁾。)

ここでは、教会が人々によって軽べつされているのがわかる。

劇作家たちは、聖職者に劣らず、フットボールを蹴るという言いまわしを効果的に用いている。実生活での実践を模倣しながら、相手を激しく非難する際に、フットボールを蹴るという表現を用いている。Rowleyの劇である All's Lost by Lust (Act III, se. 1, v. 144)において、スペイン王である Roderigo は、Dog, hell-hound, thon shallt be my foottball, slave³⁶⁾ (犬め、冥府の番犬め、貴様などわしのフットボールにしてくれるぞ、奴隸め。)と叫んでいる。この場合や他の同じような一節において、キッカーを侵略者、フットボールのボールを犠牲者

として、隠喩が直接人間の用語で展開されている。キッカーを愛、死、又は運命のようないくつかの抽象的観念で、そしてキッカーを不運な人間又は人間の感情で同一視するために、凝った比喩は、しばしば、除かれた。Humphrey 王は、A Halfe-penny-worth of Wit, in a Penny worth of Paper (1613年頃) の中で、死をフットボール選手に、そして恋人の心臓をボールにたとえている。

My swolne, sick heart, with death in tost,

Like to a foote-ball in a frost.³⁷⁾

(患って腫れあがった私の心臓は、霜の中のフットボールのように死に揉まれる³⁸⁾。)

同様の隠喩が、作者不詳の悲劇の Charlemagne (1598年頃) に現われているが、Orlando は次のように歎いている (二幕一場61—64行)。

I am the verye foote-ball of the starres,
Th'anottomye of fortune whom the
dyssects With all the poysons and sharpe
corrasyves Stylld in the lymbecke of
damde polycie³⁹⁾.

(おれは正に星々に弄ばれるフットボールだ。

運命の女神に解剖されるべき身だ。彼女はおれの体を、いまいましい狡智というランビキで蒸溜した。

ありとあらゆる毒素と強烈な腐蝕剤を用いて解剖するのだ⁴⁰⁾。)

運命がフットボールの選手にたとえられているが、同じように、John Taylor の Taylor's Farewell to the Tower Bottles (1622) において、同様のフットボールの比喩が見出される。

Thus like times Football, was I often
tost. In Dock out Nettle, up downe,
blest and crost,
Out-fac'd and fac'd, grac'd and againe

disgrac'd,
And as blind Fortune pleas'd, displac'd or
plac'd.⁴¹⁾

(このような次第で、フットボールがしばしばされるように、
たびたび私は上へ下へと投げられ、そう
かと思うと祝福を受け十字を切られ、
睨みつけられたり脅されたり、名譽を与
えられたかと思えば今度は奪われ、
盲目の運命の意のままに、地位を与えら
れたり奪われたりした⁴²⁾。)

having the ball at one's feet (足元にボール
がある)といつたなじみのあるよく使われた隠
喩は、様々な方法で詳細に論じられているが、
時々は、その適合性とはほとんど関係のないも
のがあった。

Edmund Gayton は Festivous Note on Don
Quixote (1654) において次のように述べてい
る。

Tis true, that the Cradle of our Deity
.....was the strength of his (Bacchus')
Father (Jove), but what, will they make
only foot-ball players of us? they shall
finde it contrary: or if it be so, that the
ball is the world, and we carry it upon
our Toes before us.⁴³⁾

〔われらが神の搖籃は、彼（バッカス）の
父（ジョウヴ）の力であったのは事実だが、
一体、彼等はわれわれをほんのフットボ
ール選手と思うだろうか？それは逆だと思
だろう。それとも、ボールが世界であって
われわれが足の指で推し進めるなら
ば⁴⁴⁾。〕

James Shirley は、A Bird in a Cage (1633)
において、その意味あいと同じ位に関係のない
同じ概念を用いている。

Your lordship may make one at foot
ball, 'tis all the sport now-a-days. (sings)

What other is the world than a ball,
Which we run after with whoop and with
hollow?⁴⁵⁾

He that doth catch it is sure of a ball,
His heels tripp'd up by him that doth
follow.

Dond(olo). Do not women play too?
Grutti. They are too light-guichly
down.

(閣下はフットボールにお加わり下さい。
当節はスポーツといえばこればかりです
(歌う)

世の中は、おーいおーいと追いかける
ボールでなくて何ならん？
ボールを取る者転ぶは必定、
彼から来る者にかかとをすぐわれる。
ドンドロ。御婦人もなさるのではありませ
んか？
グルッティ。体が軽すぎます——すぐに
ひっくり返るんです⁴⁶⁾。)

Sir Thomas More は The Confutation of
Tyndale's Answer (1532)において、フットボ
ールを隠喩に用い、William Tyndale の congrega
tion という語の用い方に対する反論の中で
フットボールのボールを大地にたとえている。

Tindale.....if this worde 'congrega
tion' wer a more generall terme then this
worde church, it hurteth not, for the
circumstance doth ever declare what
thyng is went thereby.

More; If the setting of the cyrcum
stance make all well ynough, he nedeth
not muche to care what word he chaun
geth nor how. For he may set such
circumstances of his own device that he
may make menne perceive what he
meant. For so he maye translute the
worlde into a football, yf he joyne there
with certayn circumstaunces, and saye

'this rounde rollynge footeball that men walke upon and shippes sayle uppon, in the people wherof ther is no rest nor stabilitie', and so forth a great long tale. With such circumstanunces he myght as I saye make anye woerde understanden as it lyke hymselfe, whatsoever the woerde beefore sygnifyed of it self.⁴⁷⁾

(Tyndale 曰く……この congregation なる語が church なる語よりももっと一般的な語であるとしても差支えはない。何故ならば、情況によってそれが何を意味しているかは常に明らかだからである。

More 曰く；情況の設定で何も彼も充分だというのなら、どんな語をどんな風に変えようと意に介する要はないことになってしまう。何故なら、自分の言わんとすることを人に理解させるのに、自分自身の考えた情況を設定してもよいということになるからだ。それならばある情況をそれに結びつければ、「世界」を「フットボール」と訳し、「その上を人々が歩き船舶が航行する、この丸い回転するフットボール、そこに住む人々には静止も安定もない」等々と言ってもよいことになるのだ。このような情況では、前述の通り、どんな言葉をもその言葉の従来の普通の意味がどうであっても、自分の好き勝手な意味に使えることになってしまう⁴⁸⁾。)

ここでは、彼は出帆している船の情況を描いているが、その中で、時にはこちらへ、時にはあちらへと船を押しやる風や潮の流れを、あちこちにフットボールのボールを推し進める相対する2つのチームになぞらえている。Robert Baron は *Eροτοπαιγνιον* or the Cyprian Academy (1648) の中に同じ考え方を示しているが、そこでは難儀している船が、football tossed by the rude feet of a rusticke crew⁴⁹⁾ (田舎者の無骨な足に翻弄されるフットボール) になぞ

らえられている。

刎ねられた人間の首をフットボールのボールに喻えるのは14世紀に流行った。Sir Thomas More が Anne Boleyn⁵⁰⁾ の素首が、いつか、go dancing like a football⁵¹⁾ (フットボールのように転げる) だろうと予言する際にそれを用いた。この特定の直喻は一般的な口語体の使用にあったと思われる。というのは、1535年 (Henry 8世の治世第27年) の5月20日に Blisworth の Richard Tydder なる者が、主人に対して強盗を働くとしたかどで告発された時、よく似た文句で国王の衛兵に向って熱弁をふるって、see the King's head run upon the ground like a football⁵²⁾ (王の素首がフットボールのように地面に転げる様が見たい。) という希望をもって、告げられたからである。その喻えは、大衆の面前での処刑が頻繁になされた時代には、自然であった。戦争時には、断頭は希に起こることではなかった。文学上の言及は、そのほとんどが戦争についてである。例えば、Thomas Middleton の Blurt Master Constable (1602) の場合も同様であるが、この作品で Venice の住人の Hippolito は、次のように言っている。

seen more men's heads spurned up and down like footballs at a breakfast, after the hungry cannons had picked them, than are maidenheads in Venice.⁵³⁾

(Venice にある聖處女マリアの頭の御像よりももっと多くの頭が、飢えた大砲に打ち落とされた後で、朝食の時にフットボールのように蹴りまわされるのを見た⁵⁴⁾。)

刎ねられた頭が、時々、故意に蹴りまわされたのだが、この慣行は、John Webson の The White Devil (1612) の中で、Francesco de' Medici は敵の Branchiano について、次のように言っているようにアイルランド人と関係があったようである。

Like the wild Irish, I'le nere thinke thee dead,

Till I can play at footeball with thy Load.⁵⁵⁾

(荒らくれ者のアイルランド人のように、貴様の生首で、フットボールができるようになる時までは、わたしは貴様が死んだとは思わぬぞ⁵⁶⁾。)

このことが、後になって、フットボールの考えられる起源であるとしばしば言われてきており、Chester や Kingston-on-Thames において、地方の Shrove Tuesday のゲームはこのようにして始まったという意味を持つ伝統があった。

結

特に、Marples 著の *A History of Football* の第 4 章、Football in the Elizabethan Age に基づき、英國におけるフットボールが Elizabeth 女王時代、どのようにそして何故官憲と衝突したか、そしてフットボールが普及していったかについて文学上の証拠をあげて考察してきた。

フットボールのゲームは、他のどの時代より Elizabeth 女王時代により多くの反対に会い、論争の対象になっている。この時代、フットボールは弓術等の軍事訓練の妨げとなり国家の脅威として禁止されるということはなくなり、他の理由で、つまり、フットボールを街頭で行うことにより、不法妨害となり、無秩序につながったためである。

一方、フットボールに対する官憲の態度がどんなものであったにせよ、文学学者や牧師そして宗教作家は、フットボールの隠喩や比喩的表現を用い続けているが、それは、フットボールが極めてよく世間に普及していたことを示している。フットボールを比喩的表現に用いる場合、最も共通するのは、フットボールのボールが足で蹴りまわされる何か軽べつすべきものとして取扱われていることである。

註及び引用・参照文献

- 1) D. Pickering, Statutes at Large, V, p. 79, 1763. quoted in Marples, *A History of Football*, London, p. 43, 1954.
- 2) Galway; ゴールウェイ：アイルランド共和国西部 Connaught 州南部の県名
- 3) The Royal Commission on Historical Manuscripts, (London, 1885), Appendix V, p. 402., quoted in Magoun, *History of Football from the Beginning to 1871*, p. 20, 1938.
- 4) F. P. マグーン著、忍足欣四郎訳、フットボールの社会史、岩波新書、28—29頁の訳を用いた。
- 5) Unpublished Letters of John Dunton, Bod. Lib. ox., Rawl, quoted in Marples, op. cit., p. 44.
- 6) Shearman, 8—9, quoting without precise reference from Records of the Corporation of the City of London. quoted in Marples, op. cit., p. 44.
- 7) Jeaffreson, ed. cit., II, p. 107. quoted in Magoun, op. cit., p. 35.
- 8) F. P. マグーン著、忍足欣四郎訳、上掲書、52—53頁の訳を用いた。
- 9) bear-baiting : クマいじめ：犬をけしかけて杭につないだクマをいじめた英國の昔の見せ物。
- 10) bull-baiting : 牛攻め：団の中で犬をけしかけて雄牛を攻めたてる一種の遊戯。
- 11) H. Owen and J. C. Blakeway, *History of Shrewsbury* (1825), I, p. 391. quoted in Marples, op. cit., p. 44.
- 12) J. P. Earwaker, ed., *The Court Leet Records of the Manor of Manchester* (Manchester 1885), II, pp. 239—40. quoted in Magoun, op. cit., p. 33.
- 13) B. Johnson, *Popular British Ballads* (1926), pp. 26—8. quoted in Magoun, op. cit., p. 12.
- 14) F. P. マグーン著、忍足欣四郎訳、上掲書、16—17頁の訳を用いた。
- 15) J. P. Earwaker, ed., *the Court Leet Records of the Manor of Manchester* (Manchester, 1885), II, pp. 239—40. quoted in Magoun, op. cit., p. 33.
- 16) F. P. マグーン著、忍足欣四郎訳、上掲書、49—50頁の訳を用いた。
- 17) J. P. Earwaker, p. 248. quoted in Marples, op. cit., p. 45.
- 18) Magoun, p. 102. quoting the Vale-Royal of England (1656). quoted in Marples, ibid., p. 46.

- 19) F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 154—155頁の訳を用いた。
- 20) Certayne Collection of Anchiant Times: text from Dyer pp. 70—2. quoted in Marples, op. cit., p. 46.
- 21) Peebles: 英国スコットランド南部の州
- 22) Charters and Documents relating to the Burgh of Peebles, A. D. 1165—1710 (1872), p. 324. quoted in Marples, op. cit., p. 47.
- 23) Perth: 英国スコットランド中部の州。
- 24) David Murray, Early Burgh Organization in Scotland, I (Glasgow 1924), p. 233. quoted in Magoun, op. cit., p. 89.
- 25) P. H. Davis, Football, the American Intercollegiate Game (N. Y. 1911), p. 15. quoted in Marples, op. cit., p. 47.
- 26) N&Q, 9th Ser. V (1900), p. 402, quoting Fifteen Report, quoted in Marples, ibid., p. 47.
- 27) J. C. Jeaffreson, ed., Middlesex County Records (Middlesex County Records Soc., London, (1886)), I, p. 97. quoted in Magoun, p. 25.
- 28) F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 36頁の訳を用いた。
- 29) J. W. W. Bund (ed.), Worcestershire County Records, Division I, Documents relating to Quarter Sessions, Calendar of the Quarter Sessions Papers, I, ii (Worcester 1900), pp. 497—8. quoted in Magoun, op. cit., p. 39.
- 30) Hata, Shuji, A study on History of Football in Britain (III), Bulletin of the Faculty of Education, Kanazawa University, Educational Science, No. 40, pp. 269—282, 1991.
- 31) John Wyyclif, Thomas Arnold ed., Select English works, II (London 1871), p. 280. quoted in Magoun, op. cit., p. 18.
- 32) F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 11頁の訳を用いた。
- 33) A. B. Grosart ed., the Complete Works of Francis Quarles (London 1880), I, 82, col. 2, pp. 21—22. quoted in Magoun, op. cit., p. 50.
- 34) 2d. ed., London, 1651, pt. iv, p. 282. quoted in Magoun, ibid., p. 51.
- 35) F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 84頁の訳を用いた。
- 36) Ed. C. W. Stork, Publications philology of the University of Pennsylvania, Series in Philology and Literature XIII (1910), p. 118. quoted in Magoun, op. cit., p. 42.
- 37) Op. cit., (3d impression, London, (613), sig. F. 4. quoted in Magoun, ibid., p. 33.
- 38) F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 50頁の訳を用いた。
- 39) Frank L. Schoell ed., charlemagne, The Distracted Emperor (Princeton University Press, 1920), pp. 38—39. quoted in Magoun, op. cit., p. 42.
- 40) F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 66頁の訳を用いた。
- 41) C. Hindley ed., Old Book Collectors' Micellany, II (1872), 5, item 12. quoted in Magoun, op. cit., p. 37.
- 44) F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 57頁の訳を用いた。
- 43) Edmund Geyton, Pleasant Notes upon Don Quixot (London 1654), p. 241. quoted in Magoun, op. cit., p. 52.
- 44) F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 85頁の訳を用いた。
- 45) W. Gifford and A. Dyce ed., the Dramatic Works and Poems of James Shirley (London 1833), II, p. 424. quoted in Magoun, op. cit., p. 47.
- 46) F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 75—76頁の訳を用いた。
- 47) W. Rastell ed., the Works of Sir Thomas More, Knyght (London 1557), p. 416. quoted in Magoun, op. cit., p. 22.
- 48) F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 31—32頁の訳を用いた。
- 49) G. T. Drury ed., The Poems of Edmund Waller (Muses Library, London 1904), I, pp. 2—3. quoted in Magoun, op. cit., p. 38.
- 50) Anne Boleyn: Henry 8世の妻。
- 51) A. T. Sheppard, Brave Earth (London 1925), p. 243. quoted in Magoun, op. cit., p. 22.
- 52) J. Gairdner ed., Letters and Papers, Foreign and Domestic of the Reign of Henry VIII (London 1885), VIII, pp. 275—6. quoted in Magoun, op. cit., p. 23.
- 53) A. H. Bullen ed., the Works of Thomas Middleton

- (London 1885), I, p. 6. quoted in Magoun, ibid.,
p. 42.
- 54) F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 66頁の訳
を用いた。
- 55) M. W. Sampson ed., Boston, U. S. A. 1904, p. 97.
quoted in Magoun, op. cit., p. 45
- 56) F. P. マグーン著, 忍足欣四郎訳, 上掲書, 71頁の訳
を用いた。